

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回）
 - 2 日時 平成28年5月19日（木）午後7時から午後8時15分
 - 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
 - 4 出席委員 岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、園田委員、森田委員、鈴木（久）委員、鈴木（し）委員、我謝委員、高崎委員、島崎委員、遠藤委員
以上12名
 - 5 欠席委員 奥山委員（会長）、小玉委員 以上2名
 - 6 事務局 内野福祉保健部長、小堀介護福祉課長、松下係長（保険係）、田中係長・松本主事・水村主事（以上、介護サービス係）、三上係長・小高主事・並木主事（以上、地域ケア係）
 - 7 傍聴人 2名
 - 8 次第
 - （1）委員委嘱式等
 - ① 人事異動に伴う委員と事務局の紹介及び委嘱書交付
- 第6期介護保険運営協議会（第3回）
- （1）開会
 - （2）配布資料の確認
 - （3）議題
 - 議題1 介護保険運営協議会（第2回）会議録案について（確認）
 - 議題2 地域包括システム構築のための取り組み状況について（報告）
 - 議題3 新しい総合事業の方向性③について（報告）
 - 議題4 今後の地域密着型サービスの運営等について（報告）
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 9 配布資料

【資料1】第6期 東久留米市介護保険運営協議会委員名簿（平成28年4月1日）

【資料 2】 第 6 期 東久留米市介護保険運営協議会（第 2 回）会議録（案）

【資料 3】 地域包括ケアシステム構築のための取り組み状況「在宅医療・介護連携推進事業」

【資料 4】 新しい総合事業の方向性③「元気高齢者地域活躍推進事業」の選定事業者

【資料 5】 今後の地域密着型サービスの運営等

※資料 2 のみ事前配布

10 第 6 期介護保険運営協議会（第 3 回）の開催

【事務局】 本日は、会長が所用のため欠席であり、介護保険条例施行規則第 48 条 の規定に基づき、副会長に、本日の会務の総理をお願いする。

（1）開会あいさつ（省略）

（2）出欠席者等の確認

- ・出席者 12 名、欠席者 2 名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 2 名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

（3）議 題

① 議題 1 介護保険運営協議会（第 2 回）会議録案について（確認）

【副会長】 本日の議題に入る。議題 1 について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料 2 の会議録（案）につきましては、事前に委員の皆様へ郵送している。この会議録（案）は、前回、2 月 4 日の第 2 回目の会議の内容を要点筆記したものである。本日、議題 1 の中で、委員の皆様から承認を得た上で市の公式ホームページに掲載する。

【副会長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 （特になし）

【副会長】 では、これで公表していただきたい。

【事務局】 承知した。

② 議題 2 地域包括システム構築のための取り組み状況について（報告）

【副会長】 議題 2 について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料 3 「地域包括ケアシステム構築のための取り組み状況「在宅医療・介護連携推進事業」」に基づいて説明する。

この事業は、平成 25 年度から 27 年度まで東久留米市医師会が実施主体となり、取り組まれてきた在宅療養推進区市町村支援事業を引き継ぐ形で今年度から市が実施するものである。以下、市が行う取り組みについて報告する。

まず、資料３の２「在宅医療・介護連携推進協議会」について説明する。

今年度介護福祉課を事務局として東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げる。第１回目は来週５月２５日の水曜日に開催予定となっている。本協議会の目的は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の介護・福祉・医療・保健の各分野の関係者の方の連携体制の構築を推進することである。主な内容は、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題抽出、解決策などの検討を予定している。協議会の委員の方々は、市内の介護・福祉・医療・保健の関係者の方、学識経験者の方、保健所の方などに依頼しており、年２回から３回のペースで開催する予定だ。

続いて「在宅療養相談窓口」について説明する。

昨年度まで東久留米市医師会が、東久留米白十字訪問介護ステーションに業務委託をし実施していた事業である。本年４月からは市が委託元となり、業務を引き継いだ。主な業務は、在宅での療養を希望する市民とその家族が利用する医療機関や事業所、地域包括支援センターなどからの在宅医療に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関との連絡調整を図る。市の担当者とは連絡会を設けて意思疎通を図り、円滑に相談業務を行えるよう、支援していく。本年１０月１５日には在宅療養相談窓口の主催で市民を対象に在宅医療に関する研修会を西部地域センターで開催する予定だ。

【副会長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委 員】 推進協議会ではさまざまな問題や課題を話されると思うが、それら解決策をどのような形で実行に移していこうと考えているのかを伺いたい。

【事務局】 来週に第１回目の推進協議会を開催し、まずは課題抽出から始める形を予定している。解決策をどう実行に移していくかは、その中で進んでいくと思うため、現段階では未定である。

【委 員】 承知した。

【副会長】 ということは、具体的に何をするかということは、まだ決まってはないということか。

【事務局】 決まっていない。

【副会長】 他にあるか。

【委 員】 在宅療養相談窓口の相談者は、資料３の３（２）にある医療機関や事業所、地域包括支援センター等の専門機関のみということで、市民からの相談は受けないということか。

【事務局】 市民相談を全く受け付けていないわけではないが、主な相談者として想定している。

【副会長】 過去２、３年の実績から、市民からの相談はかなり多かったと思う。

【委 員】 資料３の最後にある、「市民を対象とした在宅医療に関する研修会」とは、在宅療養相談窓口の役割などをＰＲや説明するものか。

【事務局】 研修会の内容は、在宅療養相談窓口において検討するものと考えているので、現時点では詳細を把握していない。

【副会長】 他にあるか。

【各委員】 (特になし)

③ 議題3 新しい総合事業の方向性③について(報告)

【副会長】 議題3について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料4「新しい総合事業の方向性③「元気高齢者地域活躍推進事業」の選定事業者」に基づいて説明する。

まず、事業の概要について説明する。

介護予防・日常生活支援総合事業における通所介護の多様なサービスにおいて活躍する市民(研修生)の養成を事業の内容としている。高齢者の方が元気なうちから介護の事業所で介護予防を学びながら、多様なサービスの担い手となれるよう、デイサービス事業者が実施する事業であり、来年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の準備として行う。

続きまして、事業者の公募と選定について説明する。

東久留米市元気高齢者地域活躍推進事業業務委託に係る事業者公募要領に基づき、本年3月15日に公募説明会を開催し、事業者からの応募意向確認書提出を経て、4月11日に事業者の公募を開始した。今般、東久留米市元気高齢者活躍推進事業業務委託事業者選定委員会において、選定審査を実施した結果、3事業者を選定したので報告する。

「事業者の公募概要」は、募集圏域を市内全域とし、委託予定事業者は3事業者。事業の開始時期は平成28年8月とした。

・① 事業者法人名 株式会社ホームコム(事業者所在地が埼玉県朝霞市本町、市内事業所名がアルゴ式番館、事業所所在地が東久留米市八幡町一丁目)

・② 事業者法人名 社会福祉法人マザアス(事業者所在地が東京都東久留米市氷川台、市内事業所名がマザアス大門、事業所所在地が東久留米市大門町二丁目)

・③ 事業者法人名 有限会社フィールドプロジェクト(事業者所在地が埼玉県狭山市柏原、事業所名がジョイリハ東久留米、事業所所在地が東久留米市新川町二丁目)

本日の介護保険運営協議会への報告を経て、5月下旬に選定事業者へ結果通知を発送する。その後の予定として、6月に選定事業者と委託契約を締結し、6月から7月にかけて、受託事業者への研修や各受託事業所における研修生の募集を開始する。本事業の開始は、8月を予定している。

【副会長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委 員】 募集する研修生の人数はどれぐらいを考えているか。

【事務局】 1 講座当たり 5 名を予定している。

【委 員】 5 名であれば各事業所のスペースの問題はないと考える。

【副会長】 全体として年間にどれぐらいの人数になるのか。

【事務局】 今年度の予定では 1 講座 1 事業者当たり 5 名で実施。3 事業所あるので 15 名となる。

【副会長】 研修の期間はどうか。

【事務局】 4 カ月である。その期間内に、養成講座を 16 回。事業所での実習を 13 回行う。

【副会長】 29 年度以降は 1 つの事業所で年に 2 回や 3 回に研修の機会を増やす予定か。

【事務局】 今年度は各事業所で 1 期生と 2 期生の研修を行う予定でいる。また、本事業ではデイサービス事業所を元気づくりの拠点と考えているので、今回の 3 事業所に限るとは考えてはいない。予算対応に留意しつつ、来年度以降も事業所を増やす方向で考えていきたい。

【副会長】 今年度は最大 30 名ということか。

【事務局】 30 名である。

【委 員】 研修を受けた後は研修を受けた事業所で活躍されるのか。

【事務局】 希望により研修を受けた事業所で、養成講座の開始から 2 年を上限として業務に従事していただくことも想定している。また、地域に戻って何かしらの取り組みを行いたいという意識を持たれた方には、その地域の中でのさまざまな通いの場の立ち上げや、普及啓発などを行っていただくことも一方では期待している。

【委 員】 とすれば、研修内容は市で検討した内容になるのか。

【事務局】 カリキュラムは市が作成する。

【委 員】 （事業所の）場所の問題として、研修生の参加しやすさを考えた場合、東部・中部・西部の各圏域で選んだ方が良いのかと考えるが、場所の偏り（東部に 2 事業所）はやむを得ないのか。

【事務局】 今回の事業者の公募については、募集圏域を市内全域とした。そのため、市内のどちらにお住まいの方でも、今回の 3 事業所から選んで利用できるという事業内容にはなっている。

【副会長】 選定委員会の委員について伺いたい。

【事務局】 本事業に対しては市福祉保健部の管理職を中心に委員を構成した。そのほか、本事業を進めるに当たりにいろいろなアドバイスを頂いている外部の有識者の方にも、外部の視点と専門的な視点という見地から委員に入っていた。

【委 員】 応募された事業所数を伺いたい。

【事務局】 応募の意思がある事業者には、事前に応募意向確認書を提出していただいたが、この

提出を受けたのは12事業所であった。

【委員】 承知した。

【副会長】 この選定委員会の選定事業者を当協議会でも了承するという事でよろしいか。

【各委員】 異議なし。

【副会長】 では、この選定結果を市長へ報告いただけるよう、事務局にお願いします。

④ 議題4 今後の地域密着型サービスの運営等について（報告）

【副会長】 議題4について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料5「今後の地域密着型サービスの運営等」に基づいて説明する。

1 地域密着型サービスとは （説明省略）

サービスの種類は、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型通所介護（デイサービス）」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等があり、前回第2回の協議会で説明したが、本年4月1日からは、利用定員19名未満の小規模なデイサービスが、都からの権限移譲で市区町村に委譲され「地域密着型通所介護」が新たに加わった。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、今年の8月に開設する。詳細は、資料2前回（2/4）の会議録案を参照。

地域密着型とは、（1）指定権者、新規申請や変更の届け出先は、事業所の所在地の市区町村になる。（2）原則、その指定をした市町村の被保険者のみが利用できる。（3）市区町村が日常生活圏域ごとに計画的な整備を行うことが可能なサービスである。（4）基準に関する条例を定める権限は市区町村が有する。

では、当市の整備状況および今後の予定を説明する。

介護保険事業計画の第5期、平成24年度から26年度、および6期、平成27年度において計画的に整備を行ってきた。第6期中に全部で34事業所となる予定だ。

- ・認知症対応型共同生活介護は、26年度、東部に1カ所整備し、現在6事業所。
- ・小規模多機能型居宅介護は、26年度、東部に1カ所整備し、現在2事業所。
- ・認知症対応型通所介護は、本年5月、東部に1カ所整備し、現在3事業所。
- ・地域密着型通所介護は、本年4月に23カ所が創設。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、本年8月に西部に1カ所整備予定。

（以上。説明を資料2のとおりとし、一部省略）

続いて2ページ3番、「地域密着型サービスの他市利用の取り扱い」を説明する。

地域密着型サービスの利用者は、原則として、指定をした市町村の被保険者のみ。東久留米市が指定した市内の事業所であれば原則的には当市の被保険者の方が利用できるという意味だ。

④の地域密着型通所介護は、地域密着型に移行した時点で、すでに他市の被保険者の方が利用され、他市の被保険者の利用率が高い傾向にある。今後において、地域密着型サービスの利用者と事業者の双方を支援していく責任が市町村にある。市内事業所への他市被保険者の受け入れ、あるいは、他市事業者への当市の被保険者の利用、これを総じて他市利用とここでは定義付けし、隣接する保険者間で協議を進めた結果と、当市の考えを報告する。

(1)「市民割合」… 「地域密着型通所介護」は、地域密着型になる前、今年の3月31日以前に、すでに利用している他市の被保険者がいる。これが4月にみなし指定という言葉で継続利用ができる形がとられたために、市民割合が平均で60%という形になっている。これに対して他のサービスの市民割合が100%ということは、他市利用を原則行っていないことがわかる。

(2)「隣接市」… 小平市、東村山市、清瀬市、西東京市と埼玉県の新座市の保険者のこと。

(3)「その他市外」… 隣接市以外の区市町村、隣接市の外周の区市町村のこと。

(4)「不同意」… 地域密着型サービスの原理原則に基づき他市利用を認めないという考えだ。「グループホーム」は、市民待機者がいることから、隣接市も含めて他市利用を認めないというもので現行どおりの考え方と認識している。

(5)「個別判断」… 他市利用を認める場合の理由の例として、①市民の利用希望がなく、利用定員に欠員がある場合等の合理的な理由がある場合、②「地域密着型通所介護」では、4月以降に、要支援（介護予防通所介護）から要介護（地域密着型通所介護）になる方が想定される。また、同じ事業所で小規模のデイサービス（予防）と地域密着型のデイサービス（介護）の両方のサービスを提供している場合がある。つまり、今回、地域密着型になったのは要介護のサービスのみであり、予防のサービスは従前どおり4月以降も他市の方が利用できる。同じ事業所で、サービスによって利用者が限定されるということだ。例をあげる。4月以降、他市の方が市内の予防のサービスを使っていたところが更新の際に要介護になってしまった。継続利用を希望されるとして地域密着型に移ることになる。ところが地域密着型は他市の方は原則利用ができない。この問題は近隣市との協議にもあがっている。こうしたケースの場合、他市利用だから、隣接市の外枠の方だから、という理由で利用を中止してもらうことは考えられず継続利用が相当だろうという考えである。

(6)「協定締結」… 地域密着型通所介護の他市利用に関して指定同意の手続きを緩和する協定で隣接市との締結を考えている。この協定の締結は、本市と隣接市との間で他市利用の考えに関し合意形成が得られて可能となるため締結までに調整を要している。先ほど説明した地域密着型通所介護への移行の背景を鑑みると、隣接市は手続きを緩和するのが利用者と事業者の双方にとって有益ではないかとの考えで調整を進めている。隣接4市とは5月中の締結を見込んで調整中だが、埼玉県であ

る新座市との調整にはもう少し時間をいただきたいと考える。

3 ページの 4 「平成 2 8 年 4 月以降の運営推進会議等の協議会の実施」について説明する。

運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「介護・医療連携推進会議」という）とは、地域との連携を図るため、利用者やその家族、地域代表者、自治会、民生委員などと、市職員（介護福祉課）または地域包括支援センターの職員で構成され、事業所単位で設置が義務付けられている。また、目的としては、提供するサービス内容等を明らかにする。事業所による利用者の抱え込みを防止する。地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。現在、既設で実施している運営推進会議は、上段の表のとおり「グループホーム（6 事業所）」と「小規模多機能型居宅介護（2 事業所）」であるが、今般の制度改正により、今年度から設置が義務化されたサービスは、「認知症対応型通所介護（3 事業所）」「地域密着型通所介護（2 3 事業所）」と 8 月に開設予定の「定期巡回」も、介護・医療連携推進会議の開催が必要となる。これら開催数を推計すると年間で概ね 9 8 回となり、現状の倍以上の回数になる。

前回会議（2/4）で委員から質問を受けた、地域密着型通所介護の圏域ごとの内訳に関しては、資料末尾に位置図とともに情報提供する。2 3 事業所の内訳は、東部に 3、中部に 1 2、西部に 8。

資料の訂正をお願いしたい。1 ページ目の 2 の地域密着型サービス事業所の整備状況のところの（4）地域密着型通所介護の数量が 2 2 カ所とあるが、正しくは 2 3 カ所である。

【副会長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委 員】 運営推進会議のメンバーについて、市職員または地域包括支援センター職員とあるが、参加状況を教えていただきたい。

【事務局】 3 ページの既設で実施している運営推進会議を例にとると、グループホームと小規模で年間 4 2 回の推進会議を開催しているが、基本的には市の職員と包括の職員は一緒に出席している。

【委 員】 会議の議事録等については、要請すれば公開は可能か。

【事務局】 議事録という形での保管はなく公表を行っていない。

運営推進会議とは、第三者評価的な意味合いがあるが家族会的な要素も含んでいる。一方でグループホーム、小規模については第三者機関に実際に審査していただく第三者評価の受審を実施している。この受審結果については、当課で閲覧用として公開している。また、東京都のホームページ（福ナビ＝東京都福祉サービス第三者評価）で受審した事業所の内容をすべて見ることができる。

【委 員】 私、別のところで第三者委員をやっているのですが、公開性が確保されているかが心配になったもので質問した。事業者は必ず第三者評価を受けていると考えてよろしいか。

【事務局】 既存のグループホーム、小規模多機能については、きちんと制度にならって、運営推

進会議を開催し、第三者評価を受審している。

【副会長】 では、この議題４の報告についてはよろしいか。

【各委員】 （了承）

（４）その他

【副会長】 本日予定されていたすべての議題が終了した。「（４）その他」は、事務局からお願いする。

【事務局】 事務局から２点報告がある。

- ・上の原の特養について報告する。当初、仮称で「楓（かえで）」という名称であったが、５月１日に名称「みどりの丘」で開設した。全１４４床（９ユニットで１０８床にプラス従来型３６床）。ショートステイ３０名、認知症デイ１０名、デイサービス３０名、居宅介護支援事業所が併設されている。
- ・委員報酬にかかる源泉徴収税の税率について今回の会議分から１０．２１％となる。

（５）閉会

【副会長】 次回の会議は８月の予定となる。次回の主な議題としては、地域包括支援センターの移転に関する事。前年度の地域包括支援センターの運営実績や新年度の事業予定に関する事などを予定する。これで第３回介護保険運営協議会を終了する。どうもありがとうございました。

閉会時刻20時15分